

## 申請書類等「押印不要」に伴う取扱いについて

令和3年1月13日

お客様各位

平素当社の確認検査、性能評価等をご用命頂き篤く御礼申し上げます。  
昨年12月23日「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」が公布され、本年1月1日改正建築基準法施行規則等が施行されましたので、これに伴う弊社の取扱いをお知らせ致します。

### 1、改正概要

弊社業務の一部を除き（下記3、参照）、新規に申請される確認・検査等の申請書、添付図面等は記名・押印から「氏名」記載に（※押印不要）に改正されました。

（※「委任状」は建築主様と代理者様の契約書面につき印影有無不問です。）

当面の間、旧様式を押印省略にてご利用頂くことも可能で、押印された書面または図書によるご申請も何ら支障御座いません。「訂正印」等も任意扱いとします。

（※弊社「各種届出」「工事監理（施工）報告書」等において同じ）

### 2、電子申請「E-ACCESS」（電子署名申請）のご利用について

国土交通省「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」見直しまでの間、“電子証明書の継続利用”をお願い致します。

（WEB事前申請で「E-ACCESS」ご利用の場合、お手数ですが当面の間従来どおり紙申請して頂くか若しくは弊社審査担当者までお問合せ下さい。）

### 3、当面「押印」が必要とされる書面等

- 1) 住宅金融支援機構（フラット35）「適合証明」に関する書面
- 2) 特定行政庁が条例・規則等により押印を求めている書面  
（例：検査申請に添付要する「東京都建築工事施工計画（結果）報告書」など）
- 3) 「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」（印または印影）
- 4) 「消防同意様式」で押印を要する書面
- 5) 法改正に関連しない「東京ゼロエミ住宅」「現金取得者向け証明書」等の書面

今後、関連法令或いは特定行政庁その他関係機関等による取扱いが示された場合は別途お知らせを致しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（備考：弊社HP掲載様式の改正は概ね2月末見込）

株式会社湘南建築センター